



羽の情報便

平成二十三年
度税制改正法

平成23年度税制改正法案と、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案が、11月30日の参議院本会議で可決・成立、12月2日に公布・施行されました。平成23年度税制改正法の法人税率についてご説明します。

1. 法人税率編

平成24年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人税の税率が以下の通りとなります。

普通法人の区分	現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
中小法人以外	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)

* 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人をいいます。但し、大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人や100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人は除かれます。

* 租税特別措置法により、「現行」欄のカッコ内は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に、「改正案」欄のカッコ内は、平成24年4月1日以後から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。また、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置により現行の税率が適用されます。

しかし、前月号で述べた復興特別法人税が3年間課されるため、原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の実質的な法人税率は、以下のようになります。

普通法人の区分	23年度改正+復興特別法人税	
中小法人以外	28.05% (25.5% × 110%)	
中小法人	所得金額のうち年800万円以下	16.5% (15% × 110%)
	所得金額のうち年800万円超	28.05% (25.5% × 110%)



法人実効税率については、上記の法人税率の改正に伴い、以下のよう引き下げられることとなります。

	改正前	23年度改正後	23年度改正+復興特別法人税
法人税	30%	25.5%	28.05%
地方法人特別税	4.292%	4.292%	4.292%
事業税	3.26%	3.26%	3.26%
住民税	6.21% (30% × 20.7%)	5.28% (25.5% × 20.7%)	5.28% (25.5% × 20.7%)
合計	43.762%	38.332%	40.882%
実効税率	40.69% (43.762% × 100/107.55)	35.64% (38.332% × 100/107.55)	38.01% (40.882% × 100/107.55)

* この実効税率は、地方法人特別税及び事業税が損金算入されることを考慮し、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の税率を用いて計算しています。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

会社を設立しました。税務署がいつ来るのかちょっとドキドキしています。どんな会社が税務調査を受けやすいのでしょうか？

確率論で言えば、税務調査が入りやすい会社はあるそうです。税務署の税務調査といっても、人員に制限がありますので、効率よく調査を行うために、調査対象の絞り込み段階で、準備調査を行っているとのこと。ここで、ある程度、狙いを定めていると思います。ではどんな準備調査なのでしょう。よく言われているのは、「流行りの業界」や「好調な業種」に重点を置いているということ。その上で、基本的に注目されやすい会社の特徴は以下の通りとされています。

- ① 不正計算をしているという噂や資料がある。
- ② 無申告者だが事業活動が相当程度行なわれている。
- ③ 設備投資が盛んである。
- ④ 欠損金の繰戻し還付請求を行なっている。
- ⑤ 以前調査をした会社と取引関係がある。
- ⑥ 銀行等からの借入金が多い。などです。

近年では、同地域同業種において、他社が好調なのに逆に不景気な会社も注目されやすい会社とされているそうです。あくまで、参考程度の情報です。「絶対」はないので、毎月毎月、しっかりとした経理作業を行いましょう。

税金まめ知識（第56回）雑損控除

確定申告で雑損控除

自然災害等で住宅などに損害を受けた場合、一定の条件で所得を軽減するのが雑損控除という制度です。確定申告すれば所得から控除され、納めた所得税が還付される場合があります。東日本大震災では特別措置も設けられています。雑損控除の対象になる資産などの要件は以下の通りです。

<資産の所有者>

納税者あるいは納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の方。

<対象資産>

生活に通常必要な住宅、家具、衣類など。事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるものなどは対象外です。

<控除できる金額>

次の二つのうちいずれか多い方の金額となります。

- (1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
- (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円



損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間で限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。大震災の場合は5年繰り越せます。雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。

<差引損失額の計算>

差引損失額 = 損害金額(*1) + 災害関連支出の金額(*2) - 保険金などにより補填される金額(*3)

- *1 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額
- *2 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など
- *3 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額

2007年以降の災害で支給された被災者生活再建支援金は損害額から差し引かなくても良いことになっています。東日本大震災では特別措置があり、災害関連支出は通常1年以内ですが3年以内のものまで対象になります。更に、災害による損害の場合、災害減免法(羽の情報便68号参照)による所得税の軽減もあり、雑損控除と災害減免法のどちらかを選択することができます。雑損控除を受けるためには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示します。給与所得がある場合には、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付します。

2月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

2月16日（木）～3月15日（木）

23年度分所得税の確定申告

2月1日（水）～3月15日（木）

贈与税の申告



2月29日（水）

12月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



税金用語のお勉強 (7)

～あなたは間違っ使ってませんか？～



合同会社(LLC) と 有限責任事業組合(LLP) の違いは？

合同会社(LLC)は、出資者全員が無限責任を負う会社組織である合名会社とは逆に、有限責任社員のみで構成される会社組織です。2006年5月の新会社法施行により誕生しました。法人も社員となれるので、共同開発事業や産学協同事業に向くとされます。また、有限責任事業組合(LLP)は、組合に似た組織ですが、構成員(出資者)が有限責任のみを負う共同体になります。法人ではないため、利益に対する税金は出資者それぞれが負担します。法人税のように共同体そのものが税金を納める必要はありません。

相続税 と 贈与税 の違いは？

相続税は、死亡した人の財産を相続や死因贈与などによって得た人にかかる税金です。定められた基礎控除額を上回る遺産額に累進税率で課税されます。贈与税は、生きている個人から財産をもらった人にかかる税金です。1年間にもらった贈与財産の総額(課税価格)が定められた基礎控除額を超える場合には、超過額に累進税率で課税されます。



ちょっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (30)

似ているけれど・・・違いは何？



■「解答」と「回答」

二つとも「答え」という意味では同じですが、「解答」は、答えがきちんと決まっている場合、たとえば数学の問題に対しては「解答」するわけです。対して「回答」は、答えの内容がさまざまであるときに使う言葉です。

■「移動」と「異動」

「移動」は位置が動くという意味で、「異動」は、企業などでの地位や勤務状態などが変わることを意味します。

■「若干」と「弱冠」

「若干」は、わずかな数という意味です。これに対して「弱冠」は、もともと20歳の男性を指す言葉で若者を形容するときにも使われるようになりました。

■「改訂」と「改定」

「改訂」とは、出版物の文字や表現を修正することを表します。「改定」は、一度決めた内容を改めることをいいます。たとえば「運賃の改定」、「出版物の改訂」など使い分けられます。



今月のコラム

いよいよバレンタインデーと確定申告の季節がやってきました。平成二十三年度分の所得税の確定申告は、二月十六日(木)から三月十五日(木)までの一ヶ月間です。当社も怒涛のような多忙な時期を迎えます。当社スタッフも健康管理は万全に、お客様のサポートを頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

話は変わりますが、最近、朝夕の通勤電車の中で新聞を読んでいる人が急激に減りました。何に変わったのかというとやはり携帯電話から進化したいわゆるスマートフォンに代表されるモバイル端末かと思えます。知人も自宅の宅配の新聞を止めて電子新聞の月額サービスに切り替えたという話があります。ニュースはもう紙でなくても電子的な媒体で何の違和感もなく読める時代になったのかもしれない。

そんな背景もあるのか、最近ひそかに流行っているのが、インターネット上にある無料の図書館「青空文庫」です。テレビ番組の「青空レストラン」じゃありませんよ(笑)。著作権が切れた書物を中心に既に一万点以上の書籍コンテンツがスマートフォンやタブレット端末へダウンロードして無料で読めてしまうというものです。電子コンテンツの入力や校正もボランティアが行ってきた背景で著作権も無料なら、利用料も無料になっていきます。少し調べてみたところ、日本の著作権は、作者の没後五十年で切れてその後の利用は自由になるそうです。ただ、最近話題の環太平洋経済連携協定(TPP)で著作権の保護期間を二十年延長して七十年にする議論があるそうです。いざれにしてもご興味ある方は一度「青空文庫」へアクセスされてみてはいかがでしょうか。一年間で一番寒い時期ですが、インフルエンザには気をつけて頑張ってください。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

